

# 新潟市子どもの権利相談室（こころのレスキュー隊） 公式キャラクター「ここうさ・ここねこ」着ぐるみ使用取扱要領

## （目的）

第1条 この要領は、新潟市こども未来部こども政策課（以下「こども政策課」）新潟市子どもの権利相談室（こころのレスキュー隊）公式キャラクター「ここうさ・ここねこ着ぐるみ」（以下「着ぐるみ」という。）の使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## （貸出品目）

第2条 着ぐるみ 一式（頭・ボディ（枠型チューブ1本、肩パットを含む）・靴・操作棒2本・リボン、各種付属品）

## （貸出基準）

第3条 貸出を許可する基準は次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- （1）子どもの権利等にかかる市民への啓発活動で新潟市内で実施される催し等。
  - （2）その他、市長が適当であると認めたもの。
- 2 前項のいずれかに該当する者で、次の全ての要件に該当するものとする。
- （1）宗教、政治及び選挙に関係していないもの。
  - （2）暴力団及びその構成員に関係していないもの。
  - （3）新潟市や本キャラクターの品位を傷つけ、または傷つけるおそれがないもの。
  - （4）使用上の注意事項に従って使用されないおそれがないもの。
  - （5）法令または公序良俗に反し、または反するおそれのないもの。

## （使用料）

第4条 使用料は無料とする。

## （貸出期間）

第5条 貸出期間は、最大で7日間とする。ただし、返却日が新潟市役所の閉庁日にあたる場合はその翌日とする。また、使用を希望する都度、使用申請書（様式1号）をこども政策課に提出し許可を受けるほか、必要に応じてこども政策課の指示に従うものとする。

## （使用基準）

第6条 着ぐるみを使用する場合は、次の各号を推奨する。

- （1）着ぐるみを着用する者は、概ね身長170cm以下であること。
- （2）1回の着ぐるみの着用時間は、使用場所の気温等の状況や着用者の健康状態に留意し、最長20分を目安とすること。使用後に十分な休息及び水分補給を行うこと。
- （3）着ぐるみの着用者以外に、着ぐるみの誘導及び介助ができる者を備えること。

## （使用申込）

第7条 着ぐるみの貸し出しを受けようとする者（以下「使用者」）は、使用日の15日前までに使用申請書（様式1号）に当該事業の概要、着ぐるみの使用内容、使用場所の位置図や地

図が記載された企画書等、必要に応じて別途詳細が分かる書類を添付し、事業実施計画書（様式第2号）とともにこども政策課まで提出するものとする。

2 使用申込の受付は、先着順とする。

3 使用申込の許可は、着ぐるみ使用許可書（様式第3号）をもって行う。ただし、市の事業での使用、または管理運営等の理由により、許可の取り消し又は変更を行う場合がある。また、屋外で使用する際に、着ぐるみの汚れ等の恐れがある際には使用場所の変更を求める場合がある。

（着ぐるみの運搬及び貸出方法等）

第8条 使用者は、運搬等で着ぐるみの形状を損なうことがないように留意するものとする。

2 貸出及び返却の日時は、市役所本庁舎の開庁日（土・日曜日、休日及び12月28日から翌年1月4日を除く日）で、午前9時から午後5時までとする。使用許可を受けた後、こども政策課と協議の上、具体的な日時を決定する。

3 貸出及び返却場所は、市役所本庁舎（新潟市中央区学校町通1番町602番地1）で行う。

4 返却時に返却チェックリストを持参すること。

（禁止事項）

第9条 使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

（1）事業実施計画書に記載し、許可された内容以外で使用する。

（2）火気や水辺、危険物の周辺で使用したりすること。

（3）明らかに着ぐるみに着色や汚れ等の恐れがある場所で使用する。

（4）営利目的の活動で使用する。

（遵守事項）

第10条 使用者は、次の号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）貸出時に使用許可書を持参の上、市役所本庁舎で着ぐるみを受領すること。

（2）着ぐるみとともに梱包している着用方法及び注意点、取り扱いに係る書類に目を通し、留意して使用する。

（3）事業終了後は、返却日までに遅滞なく着ぐるみを返却すること。

（4）返却にあたり、汚れ等を落とし陰干しして乾燥させておくこと。

（5）その他、必要に応じて市の指示に従うこと。

（使用許可の取消）

第11条 市は、着ぐるみ使用許可を受けたものが次の各号に掲げる事項に該当したときは、使用許可を取り消すことができるものとする。

（1）新潟市子どもの権利相談室（こころのレスキュー隊）公式キャラクター「ここうさ・ここねこ」着ぐるみ使用取扱要領に違反したとき。

（2）その他、市が不適切と認めたとき。

2 許可の取り消しを行った場合、使用者に損害が生じて、市長はその責めを負わない。

（使用権譲渡等の禁止）

第12条 使用者は、着ぐるみを使用する権利を第三者に譲渡または転貸してはならない。

(原状回復等)

第13条 使用者は、着ぐるみを汚損または破損、滅失したときは、直ちに市長へ報告するものとする。

2 汚損または破損、滅失が、使用者の故意または過失によるものと認められた場合は、使用者は直ちに原状回復を行うものとする。

(事故補償等)

第14条 着ぐるみの使用に際して発生した事故等について、市は一切の責任を負わない。

(損害賠償)

第15条 使用者が、着ぐるみに起因することで第三者に対し損害を与えた場合は、使用車がその損害賠償の責任を負うものとする。

(委任)

第16条 この要領に定めるもののほか、着ぐるみの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年6月4日より施行する。